

空き家
所有者さん
朗報です！



空き家の悩み 補助金がサポート！

家財がそのまま。
考えるだけで
めんどくさい…

手数料かかるなら
売れても赤字に
なりそう…

補助を拡大！空き家活用の一步を後押しします！

村には空き家があるのに、空き家バンク登録をしている空き家のごくわずか。
「移住をしたい、でも住める空き家がない…」
この状況を解決するため、村では今回、空き家活用の補助制度を拡大しました。

空き家活用等補助金

家財搬出・清掃にかかる費用

補助
金額

1/2 上限 10 万円

補助
対象者

空き家バンク登録の空き家を
売買・賃貸できる所有者

対象条件

- 事業完了までに空き家バンクへ登録。
- 受給後、3年間は空き家バンク登録を継続。
- 受給後、3年間は解体や所有者・親族の居住は不可。

申請の流れ

- ①【準備】着手前に申請
「見積書」と「作業前の写真」を村に提出
- ②【実施】家財の片付け・支払い
家財搬出を行い、業者へ代金を支払う
- ③【報告】実績報告と入金
期限：令和9年3月31日まで
必要書類：領収書、作業後の写真
完了：空き家バンク登録完了後、指定口座に補助金が入金

仲介手数料補助金

今が
チャンス

売買・賃貸契約成立時の仲介手数料

補助
金額

1/3 上限 10 万円

補助
対象者

空き家バンク登録後6か月間以上、
村へ定住する方への売却・賃貸を
希望する空き家所有者（70㎡以上）
※令和10年3月31日まで

対象条件

- 空き家の売買（800万円以下）または賃貸契約をした方。
- 三親等以内の親族との売買・賃貸・仲介契約でないこと。

申請の流れ

- ①【準備】空き家バンクに登録
「登録申込書」と「空き家情報登録カード」を村に提出
- ②【契約】成約と手数料の支払い
売買・賃貸契約を結び、仲介業者へ支払う
- ③【申請】補助金をもらう
期限：支払い後 3か月以内
必要書類：申請書、契約書・領収書のコピー、誓約書
完了：村から決定通知が届き、補助金が入金

⚠ 誓約に満たさない場合は、補助金の返還が必要となります。

詳細はホームページまで

お問い合わせ

☎ 0269-82-3111
✉ iju@vill.kijimadaira.lg.jp



木島平村役場
産業企画室 移住定住推進係



活用できる物件は

「地域資源」

昨年度空き家バンク

新規登録物件は

ほぼ全て成約済！

活用できない物件は

「解体費の値上がり」

「老朽化の進行」

早目の判断を！

「空き家」「土地」 放置していませんか？

「面倒だから」「しばらく見ていないから」と放置する期間が長くなるほど、
あなただけの問題ではなくなり、地域や近隣に迷惑がかかるおそれがあります。



未管理の空き家や土地は、
草木が繁茂し、
ごみの**不法投棄**や
動物・害虫の住処と
なってしまいます。



建物の寿命には
限りがあります。
倒壊や部材の落下の恐れも。
罰則や**指導対象**となる
可能性があります。



解体にかかる**費用**は、
年々上昇しています。
将来的な**負担**が
大きくなる可能性があります。

大切な思い出が詰まった場所。その活かし方を一緒に考えてみませんか。

空き家・土地に関する全般的な相談やちょっとした疑問にも対応いたします。

空き家バンク登録から1カ月で売却が決まった物件も多数あります。

不安やご負担が軽くなるよう、私たちがサポートします。



まずは相続登記から

住宅や土地の所有者の把握をよりしやすくするため、令和5年4月から

相続登記が義務化されました。

所有権を得たことを知った日から**3年以内**の相続登記が義務化されました。

売買や賃貸をするには、**登記が完了**していることが必須です。



まずはお気軽に
ご相談ください。

木島平村役場

産業企画室 移住定住推進係

☎ 0269-82-3111

✉ iju@vill.kijimadaira.lg.jp

詳細はホームページまで

